

所管部課	市民生活部 防災安全課	部長	関田 孝志		
件名	東大和市感震ブレーカー普及支援事業補助金交付要綱について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>地震発生後の電気復旧時における通電火災の発生を防ぐために、感震ブレーカーを購入した者に対する補助事業を行うため、必要な事項を定めるものである。</p> <p>なお、補助は市民が任意に店舗・商品を選べる仕組みとし、市は市民に対して直接補助する。</p> <p>(1) 制定する要綱 令和7年度東大和市感震ブレーカー普及支援事業補助金交付要綱</p> <p>①：補助対象者 現に居住する建物又は居住予定の新築建物に感震ブレーカーを設置した方（世帯主）</p> <p>②：補助金額 機器購入費用の3/4補助（限度額15,000円）</p> <p>③：申請期間 令和7年12月15日から令和8年2月20日まで</p> <p>(2) 施行日 市長決裁後、令和7年12月15日より施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 感震ブレーカー設置の促進により、地震発生時における住宅の通電火災を減らす効果</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和7年11月28日 令和7年度第5号補正予算 議決</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに起案処理し、事業開始に向け周知したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					